

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（585）」

2. 日時：平成29年6月6日 13時15分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、岡本安全審査官、竹田安全審査官、沼田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

堀田統括技術研究調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他15名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」、「48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」、「50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」、重大事故等対策の有効性評価並びに重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 共通事項」に関する、ヒアリング資料の修正箇所について説明を受けた。

（2）原子力規制庁から、新たに追加した格納容器内雰囲気放射線レベル等を用いた放射性物質濃度の推定手段について、設置許可基準規則第58条における扱いを確認するよう伝えた。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について

・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について

・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について（補

足説明資料)

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 「实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要技術的能力に係る審査基準」への適合状況について